慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Title	H. R Rudin; Germans in the Cameroons, 1884-1914. (A Case Study in Modern Imperialism. 1938.)
Sub Title	
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.3 (1939. 3) ,p.403(115)- 408(120)
JaLC DOI	10.14991/001.19390301-0115
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390301-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

理のものでない。此の點では著者が都市文化の指數、標識として前條の十項目を均等に列擧した事は、頗る當らな 村には到來しないのが當然である。制度化法典化は大きな人口集團に就いて先づ發生する現象である。故に、それ **う。物資の舶來が土地の文化體制を變更せぬ事は明かにせられた。しかし都市文化の體制的方面は、** 命題の確認である。 **丈け都會文化又は體制の性質であると共に、人口百に滿たざる部落には他の都會的接觸の如何に拘らず到來すべき** いと云はねばならぬ。 (本誌○○頁)しかし制度化、法典化の特質が人口集團の大小に依據すると云ふ點は人口學的 かくる寒村孤

650 る。之れ本書を各方面の讀者に推す所以である。 究者にも無關係ではない。評者自身に就いて考へれば、都市研究の立場から得たる指示、 兎に角民俗社會研究者にとつて、一應の参考書たるべく,叉村落調査に際しても,其の方法に指示を與へるであ 都市―農村文化の命題は本書の主題ではないが、 當然、事前に其の規定を必要とするが故に、其の方面の研 決して 少 くな と云へ

附記、本書は誤植又は誤記と思はれる箇所が二、三見受けられた。例へば次の諸點である。

三頁の diswashing は當然 dishwashing であり、九九頁の namely である。 等は顧了に際して氣のついた諸點であるが幾分遺憾である。 habitants true respresentatives 文句中では最初の subscriptions は s をとる可く employee another の次のコムマは another の前に移すべきであらう。 なほ意味不明の簡所としては、Perhaps the reason for this lies in the fact that she does not count amount her resident 1 1 O jo One Subscriptions was sold to a former H. B. C. employee another, to the customs officer of the city type. (p. 100) この内 amount とあるは恐らく among の誤植かとも思はれる。是 九九頁の namely the curé an the Revenue Collector の an 八八頁に turn ower とあるは勿論 turn (昭和十四年二月) は and の脱字の

Rudin; Germans Study in Modern Imperialism). 1938. in the Cameroons, 1884-1914. A

前に於てい **實に國際的な大問題の對象を形成してゐる事は疑ない。從つて是れと關聯して、其れ等の舊獨領植民地が世界大戰** の立場を是認するものと、否定するものに分たれる。此の問題の歸趨如何は暫く置くとしても、舊獨領植民地が現 最も興味深き國際政治・經濟上の問題である。論省も亦或は前者を採り、或は後者を說き、且つ夫々に就いて獨逸 果に外ならない。而し歐洲に於ける獨逸の領域擴大要求が斯く或る程度充たされた現在、今度とそ其の活動は舊海 訂の方面である。昨年三月の獨墺合邦の成立、同九月のチェコ・ズデーテン地方の併合實現は何れも其の具體的成訂の方面である。昨年三月の獨墺合邦の成立、同九月のチェコ・ズデーテン地方の併合實現は何れも其の具體的成 外植民地に對して向けられるであらうか、或は叉從前と同じく歐洲に續けられるであらうかは、近き將來にをける 立後は、其の外交政策の根本原則の一である。而してヒットラー始めナチス黨幹部の口より最も盛んに叫ばれたの ヴェ 舊海外植民地の返還要求であつたにも拘らず、今迄の所獨逸が實際に成就し來つたのは、歐洲に於ける國境改 Rudin; Germans in the Cameroons, 1884-1914. (A Case Study in Modern Imperialism). 1938. 即ち獨逸の統治下に如何なる狀態にあつたかと言ふ事に對して、我々は當然無關心であり得ない。此の即ち獨逸の統治下に如何なる狀態にあつたかと言ふ事に對して、我々は當然無關心であり得ない。此の イユ條約による失地植民地の回復要求は、ナチス黨結成以來の獨逸の主張であり、 叉ヒット ラ 1

_ Æ

(四〇三)

のである。 點に就いて、一本書はヴェルサイユ條約によつて英・佛に分割委任統治される事となつた西アフリカの舊獨領カメル に失する。而しそれが大體の傾向に就いて、 ン地方を採り上げて、獨逸に依る獲得の狀況より世界大戰に至る迄の其の統治狀態を四百頁に亙つて詳述したも H. R. Rudin; Germans in the Comeroons, 1884-1914. (A Case Study in Modern Imperialism). 1938. 此の一地方に關する綿密な解説を以て、近代的帝國主義活動の全部を推さうとする著者の希望は稍過大 何等かの示唆を與べるであらう事は否めない。 (四〇四)

締結に成功した。斯かる狀勢は當然同地方に於て英・獨間の抗爭を惹起したが、旣に成立した事實の前に英國は結 從來の國內充實第一主義を棄てて、積極的に對外活動に移る事を決心して以來、其の植民地活動は極めて迅速活潑 保護を要請したが、英國政府は從來の自由主義的態度を脫却出來す、植民省すらもが積極的に應する事を躊躇した。 た。此の事はカメルーン地方に對する活動に就いても全く同一であり、 所謂帝國主義的植民活動に對して、獨逸は國內の政治的不統一と資本主義的後進性の故に、甚だしい立遲れを示し 真意は貿易の保護にあつて、 局屈服を餘儀なくされ、佛蘭西も亦間もなく是を承認した。此の際のビスマークの態度に對し著者はビスマークの となつた。カメルー 頓みに積極化して來た獨逸の擡頭に對しては比較的是れを樂觀に過して居た。一方獨逸は一八八四年ビスマークが 軈て八〇年代近く、 代より共處に地盤を築きつゝあつた。而も六〇年代には是等の人々のみならず、二・三の土人國王からも屢々英國の 治的事件を中心に叙述される。言ふ迄もなく、前世紀七・八〇年代に始まる英佛を中心とする歐洲先進資本主義國の、 第一章「カメルーン地方の占領」に於ては、先づ獨逸が英・佛を凌いで同地方を獲得するに至る事情が主として政 佛蘭西の進出を强く感ずるに至つて其の勢力驅逐を計る樣になつた。而かも一八八三年末以來 ン地方に就いても、獨逸は全く英國の虚を衝いて一八八四年七月數人の土人國王と保護條約の 植民地獲得自體になかつた事を强調するが、 英國宣教師及び貿易商人は夙に一八四〇年 其れより以上に、 ビスマークをして斯か

る態度を取らしめるに至つた獨逸資本主義そのものゝ飛躍的發展に考へ及ぶべきであらう。

事となった。 の境界が確定されてよりは、活動は一段と積極化し、今や獨逸による開發、獨逸による支配を目標として進み得る れた。然るに一八九一年國會に於てカメルーン地方への貸付金が容認され、又一八九四年英・佛アフリカ植民地とれた。然るに一八九一年國會に於てカメルーン地方への貸付金が容認され、又一八九四年英・佛アフリカ植民地と 而かも最初十年間は國會に於ける反對派の有力な爲め、又英•佛との紛爭の爲めに植民活動も充分な發展 を 阻止さ なつた。又內部への漸進的擴大運動は當然交通路建設を必要ならしめ、植民事業も漸次費用增入の傾向を迹つた。 奥地土人との交易権の接收を目標としたが、軈て獨逸人による栽植の開始に伴ひ勞働人口の供給を問題とする事に に大陸内部に向つての活動が引續いて擴大された。それも始めの中は從來土人の中間商人によつて獨占されてゐた と植民地としての確立の經過を取扱ふ。獨逸が最初に獲得した地域は西部海岸地帶に限定されてゐた。從つて、 第二章は「カメルーン地方に於ける開拓」と題して、其後世界大戰に至る迄の同地方內部への獨逸植民活動の發展 更

且つ上部カメルーンの一部を佛蘭西へ譲る代りに、佛領コンゴーの一部を得て、地域的には五割擴大した。 を意味するに外ならない。尚其後一九一一年に至り佛蘭西との交渉により、獨逸はモロツコに於ける權利を放棄し、 活動が開始された。此の事は今や獨逸資本主義が列强資本主義と並び立ち得る點にまで其の經濟的實力を具へた事 更に一九〇六年國會に於て植民論者が勝利を占めるに及んで、玆に完全なる國家的援助を背景とする强力な植民

先づ問題となるのが本國に於けるそれであり、 以上が大戰に至る迄の歷史的發展の經過である。次いで第三章「槪說」に於て、當時に於けるカメルーン地方の面 人口等を始め地理的・社會的條件に就いて一般的說明を與へた後、第四章よりは統治制度の叙述に移る。其處で 植民地統治に闘聯する數種の統治機關或は統治者を各項別に檢討す

Rudin; Germans in the Cameroons, 1884-1914: (A Case Study in Modern Imperialism). 1938. --- 七 (四〇五)

H. R. Rudin; Germans in the Cameroons, 1884-1914. (A Case Study in Modern Imperialism). 1938. (四〇六)

成するものであった。 れる事となり、更に一九〇六年國會に於ける植民論者一派の勝利は、それ以後の獨逸の近代的植民活動の端緒を形 の立場から、植民地豫算の計正を拒み續けた。而し其後の獨逸の經濟的發展は、必然的に原料供給地、 しての植民地の評價を益々大ならしめた。而して旣述の如く一八九一年を轉機として、植民地への貸付金が放出さ 至つた植民協會及び其の經濟委員會の活躍である。八〇年代獨逸の植民活動開始の常初にあつてい ツク中央黨及び社會民主黨は、常に植民地經營費用の負擔の過大なる事と、政府の一般的强壓的政策への反抗 (間にあつて、最も注意を惹かれるのは旣述の如き國會に於ける反對派の有力な活動と、途に是れを克服するに 國家に於けるカ 製品販路と

の方針と軌を一にするものである。政治的・經濟的手段を通じて植民地の本國への從屬性の强化を計る反面に於 て、病院學校等の所謂社會的・文化的施設の建設を忘れないのは、是れ亦歐洲資本主義國の常套的政策である。 次いで第五章はカメルーン地方に設定された統治機構を取扱ふ。總督を中心に形成されたそれは、當時の他列强

珈琲、鑛産物等が世界大戰前に如何なる程度迄開發され且つ獨逸本國へ向つて輸出されたかを叙述する。而して其 又當然であらう。著者は世界大戰に至る迄の獨逸本國とカメルーン地方間の貿易情勢、 此の事は現在、舊獨逸領植民地をめぐる國際的な論議が、常に其れ等領域の經濟的價値を云々する事情より考へて の反面カメルーン地方が本國より幾何の輸入を爲したかを知る事が、當時に於けるカメルーン地方の經濟的價値を いて夫々考察を行つた後、同地方よりの主要生産物である所の象牙、棕梠油、カカオ、護謨、棉花、苧麻、 決定する基準となる。著者の示す統計によれば、一八九六年より一九〇八年に至る間、同地方はアフリカに於ける カメルーン地方に就いての上述の一般的説明の後、第六章に於ては時に其の經濟的開發の事情が問題とされる。 關稅制度、栽植狀況等に就 煙草

位へ轉落を示した、然し何れにしても、當時獨逸の植民地貿易額が其の全對外貿易中に占めて居た割合は比較的小で る。世界的にブロツキズムの傳播する今日、植民地の本國への價値は經濟的にも政治的にも、從前とは異つた見地 心に、甚だ顯著なものがある。而して此の點にも我々は現在の獨逸の植民地返還要求の一の具體的根據を見出し得 みに就いて見るならば、最近に於ける同地方と獨逸本國との交易關係は、同地方よりの護謨、及棕梠油の供給を中 止り、從つで其の成果を云々するには短期間に過ぎるとの見解を持する方が、より妥當である。カメルーン地方のない。此の點に就いては寧ろ本書の著者に從つて、兎も角大戰前の獨逸の植民地經營事業は僅々三十年間に亙るに 佛の如き所謂現狀維持國側に立つ多くの論者が說く樣に、舊獨領植民地の經濟的無價値を立證する據點とは爲し得 獨逸植民地中最大の輸出地であつたが、一九一一年には東アフリカ植民地及南西アフリカ植民地に凌駕されて第三 あつた。カメルーン地方は特に獨逸本國への經濟的寄與に於ては微力であつたらしい。然し此の事を以て、現在英• より評價されねばならない。

鱍に基く報告によれば、現在英•佛の委任統治下にあつて、過去の獨逸の支配時代を懷古する原住民の數は相當に上 他列强のそれと本質的には左程の距りを見せない以上『其の統治能力を過信する事は危険である。唯著者自身の經 する寬大なる統治、文化的施設の完備は獨逸の植民論者が常に誇とする所である。而し大戰前の獨逸の植民活動も る山である。 。著者は更に第七章に於て獨逸統治下に於ける原住民の生活狀況を詳細に檢討して一般的叙述を終る。 原住民に對

と考へる。それにも拘らず、 上本書の内容に就いて可成り委しく紹介した。著者自身は是を以て近代的稙民活動の充分なる描寫を爲し得た 既に一言した如く、 斯かる活動を必要ならしめた所の根底に就いての基本的な分析に

R. Rudin; Germans in the Cimeroons, 1884-1914. (A Case Study in Modern Imperialism). 1938. 一九 (四〇七)

見的態度を採り易い際に、却つてそれは公平な感を抱かしめる。此の意味に於ての本書の寄與も亦相當に買はれて 良悪に關しては他列强と相對的に比較さるべきものと爲し、而かも更に斯かる相對的評價の困難を說明する。斯く 關して、不充分に思はれる。換言すれば近代に於ける歐米資本主義諸列强の各個の經濟的發展の度合と、是れを申 可なりであらう。說明は常識的、概說的かも知れない。而し著者自身誇る豊富な資料の利用と、問題となる一地方 著者の見解が微溫的である事は確かに本書の弱點である。然し他方面に於て、現在本問題に關する論者の多くが偏 治能力に對する確固たる批判を避ける。而して獨逸の其の活動が帝國主義的動機に基く事を認め乍ら、其の統治の に就いての斯かる全般的な取扱の中に、 實の展開は「極あて廣汎であり、且つ興味深きものがあるにも拘らず、往々にして政治的事件の羅列に陥り易い危 治は獲得以來三十年に過ぎず、此の期間は謂はゞ征服期であつて未だ建設期以前である事を强調し、以て獨逸の統 に常識的、妥協的に止り勝ちである。即ち第八章結語に於て、 **險を含む。斯かる廣汎な概説的な取扱は又、本書の全部を貫いて見られる欠陷であり、從つて著者の見解は必然的** に於て特に著しい。著者が苦心して集めた當時の獨逸の植民活動に關する公式、非公式の報告書を資料とした諸事 心に酸成される世界經濟の動向に關して稍々關心を欠くの感を抱かしむる。此の事は第一章の歴史的な發展の叙述 我々は又利用すべき多くの材料を見出すのである。(Yale University Press 著者は其の冐頭に、獨逸によるカメルーン地方の統 = 0 Ο

フォーゲル著「政治と經濟學

-Emanuel Hugo Vogel, Politik und Wirtschaftswissenschaft. Jena, 1938-

武 村 忠 雄

機的に統一せんとすることである。 ナチス革命後獨逸經濟學に課された主要テー 7 Ø منت ا 9 は 理論經濟學と經濟政策との關係を再吟味し、 雨者を有

的な、派生的なものと觀る所の全體主義の社會觀に立脚する。 活を計畫的に構成せんとする。國民と云ふ一つの全體を一次的な本源的なものと認め、 **盛しナチス即ち國民社會主義は國民そのものに地上の最高價値を認め、國民の維持、** 發展 これを構成する個 の爲に人間 の全協同 人を二次

の信頼によって全権が委任され、逆に國民に對しその全責任を負ふ所の獨裁的指導者によってのみ、 展なる目的は實現されぬからであると。斯かる目的は唯い「全權委任國家」によつてのみ實現されると。 の代表機關であり、諮政黨の勢力關係によつて國家の政策が決定され、決して全體としての國民協同體の維持、發 體の維持、發展は民主主義國家によつては達成せられないと。何となれば、民主主義國家は單に黨派的な經濟關係 ところで國民協同體の政治生活様式たる國家の最高使命は、當然國民協同體の維持、發展にある。然し國民協同 統一的な國家政策が可能であると。 : N 黨派的ならざ 即ち全國民

フィーゲル著「政治は經濟學」